

川西町スクールバス等運行業務委託プロポーザル
実 施 要 領

令和2年10月
川西町

1. 目的

スクールバス等運行業務について、安全かつ効率的に運行するために豊富な経験と技能を有する事業者委託することにより、児童・生徒等の安全安心な通学手段の確保を図ることを目的とする。事業を実施するにあたり、委託する事業者を選定するため、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）を採用することにより、本事業に係る提案書の提出を広く求め、内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を契約の最優先交渉権者として選定する。

2. 事業概要

(1) 事業名

川西町スクールバス等運行業務委託

(2) 委託期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日まで

(3) 事業内容

別紙「川西町スクールバス等運行業務仕様書」のとおり

3. 提案限度額

45,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 提案限度額については、単年度の金額で記載している。

4. 応募資格等

(1) 応募資格

応募できる者は、次の①～⑦までの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- ① 置賜地方に本社、支社（支店）または主たる事務所を置く法人等であること。
- ② 業務遂行に係る各種法令、規定に係る許可、認可、免許等を有し、それらに基づいて業務を遂行する能力、体制が備わっていること。
- ③ 当該法人等（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が、法律行為を行う能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 川西町における競争入札等の参加を制限されていない法人等であること。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がない法人等であること。
- ⑥ 法人等の代表者、役員、支配人、営業所の代表、理事等に暴力団員等に該当する者がいないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11

年法律第225号)に基づく更生又は再生手続きを行っていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

単独で応募する法人等は、グループ（共同企業体等）応募の構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員になることはできない。

5. スケジュール

スケジュールは次のとおりとし、応募する際は説明会に必ず参加すること。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和2年10月 1日 |
| (2) 質問の受付 | 令和2年10月 1日～
令和2年10月15日 |
| (3) 説明会 | 令和2年10月23日 |
| (4) 応募書類受付期間 | 令和2年10月26日～
令和2年11月13日 |
| (5) 審査会（ヒアリング等） | 令和2年11月25日 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和2年12月 1日（予定） |
| (7) 契約内容協議 | 令和2年12月 1日～（予定） |
| (8) 契約の締結 | 令和3年 4月 1日 |

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出の際は、説明を要さずとも理解できる内容・表現で作成し、下記の書類を正本1部、副本10部提出すること。

- ① 川西町スクールバス等運行業務委託業者選定申請書（様式第1号）
- ② 川西町スクールバス等運行業務提案書（様式第2号）
- ③ 川西町スクールバス等運行業務見積書（様式第3号）
- ④ 履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 国税（法人税等）及び地方税（法人町民税等）の納税証明書（申請書を提出する日の1ヶ月前以降に交付されたもの）又は、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

⑥ 決算書等

ア 前事業年度の事業報告書、収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

(2) 提出方法

提出先まで郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出期限

令和2年11月13日(金)

(4) 提出時の留意事項

- ① 運行業務の一部又は全部を第三者に委託し又は請け負わせる事業計画内容の申請は受け付けないものとする。
- ② 提出期限後に、提出書類の記載内容の変更(軽微なものを除く。)及び再提出は認めないものとする。
- ③ 必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。

7. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問票(様式第4号)により、電子メールにて提出すること。

(2) 受付期間

令和2年10月1日(木)～令和2年10月15日(木)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、10月23日(金)に開催する説明会にて行うこととする。

8. 提出先

(1) 名称 山形県川西町教育総務課 教育総務グループ

(2) 住所 山形県東置賜郡川西町大字上小松1559番地3号

(3) 連絡先

① 電話番号: 0238-42-6659

② メールアドレス: kanrikakari@town.kawanishi.yamagata.jp

9. 説明会

(1) 日時 令和2年10月23日(金) 午前10時から

(2) 場所 川西町中央公民館 視聴覚室

(3) 内容 提出書類及び業務内容等説明、質疑応答

※ 応募を検討する法人等は説明会に必ず参加し、参加を希望する場合は、事前に電話にて申し込みをお願いします。

10. 審査の実施

提出のあった提案書、見積書等の内容について、ヒアリング等を実施する(川西町スクールバス等運行業務委託プロポーザル審査・採点要領による)。

(1) 日時 令和2年11月25日(水)の指定した時間
(詳細は別途通知)

- (2) 場 所 川西町中央公民館（詳細は別途通知）
- (3) 説明時間 1事業者45分程度（おおむねの時間配分：準備・後片付け5分、説明30分、質疑10分）
- (4) 審査基準
 - ① 利用する児童生徒の安全が確保されるよう、安全対策及び業務管理体制が確立されていること。
 - ② 円滑で効率的なスクールバス等の運行のための取り組みを行うこと。
 - ③ 事業提案書に沿った運行管理を安定して行う人員及び財政的基礎その他の経営規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 審査項目等
 - ① 業務に対する基本的な考え方・意欲
 - ② 経営基盤・実績
 - ③ 行政処分等の状況
 - ④ 運行業務の実施体制
 - ⑤ 安全管理体制
 - ⑥ 教育及び研修
 - ⑦ その他提案等
 - ⑧ 見積価格
- (6) 選定方法
 - ① 提出された提案書、見積書等の内容に関し、審査会により総合的に評価する。
 - ② 評価は、提案内容、価格等を数値化して採点し、合計得点によって順位付けする。
 - ③ 第1順位の者を最優先交渉権者とする。
- (7) 審査結果の通知
 - ① 審査の結果は、メールにて各事業者に通知する。
 - ② 審査結果について、異議の申し立ては認めない。

1 1. 失格事項等

- (1) 次のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ① 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
 - ② 本町職員に対して、直接的又は間接的に本事業に関し助言を求めた者又は不正な接触を行った者
- (2) 提出された提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。なお、失格事項に該当すると確認された場合は、書面にて通知する。
 - ① 記載内容、提出方法が本要領に適合しないもの

- ② 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

1 2. 契約

契約は、選定後に提案書等の内容をもとに詳細を協議し、仕様書を調整のうえ、随意契約を締結する。

最優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

1 3. その他

- (1) 本事業の提案等に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (3) 提出された提案書等は、一切返却しない。
- (4) 本プロポーザル及び契約に係る事務については、本町の都合により停止又は中止することがあり得る。